

# 「退職金八〇%カット裁判」とは

二〇〇二年十一月二七日、(株)新潟鐵工所は経営不振で会社更生法を申請しました。その際、会社や管財人は「退職金は労働協約どおり必ず支払われます。安心して勤務に精励して下さい」と通知しました。そして順調に会社更生が進んでいると、誰も疑わない時の、二〇〇二年四月一六日、突然管財人は「会社には、支払い能力が無い。本日以後は退職金を一律二〇%とする」と、労働組合に提案。まさに青天のくきれぎでした。ところが頼みとする労組は、事務的に交渉を一回しただけで、十日後の四月二六日には、「退職金八〇%カットの労使協定に調印」してしまっただけです。職場には、不信や生活不安などが錯綜しましたが、結局は無力な労組にあきらめて、多くの人が怒りを胸に置んだのです。

しかし従業員有志が、立ち上がりました。『生活と権利の破壊は許されない。不況のさなか、労働者犠牲をまん延させるな。不法不当行為による退職金八〇%カットは無効』と、二〇〇二年六月七日、管財人を新潟地裁に訴えました。厳しい締め付けを、会社と労組幹部がしていた時でした。地裁結審は、二〇〇三年十二月二五日、判決は二〇〇四年三月一八日でした。

## 最高裁判例 『退職金は後払い賃金である』

過去の勤務に関わる、賃金・退職金などの減額や制度改悪は、あり得ないことです。新潟地裁判決も「重要権利である退職金の大幅減額は原則的に許されない」と、しています。

### 管財人の秘密・労組幹部の盲従 原告鋭く追及

- ・八〇%カット理由・財務状況・資産評価・営業譲渡額など秘密主義と数値根拠不明で合理性が無い。
- ・「労働協約遵守義務」「労働債権優先支払い」などの法規定をくぐり抜けるために、労使協定を悪用したものであり、脱法的減額は認められない。
- ・倒産企業で退職金八〇%カットもの前例は無い。減額には個別の授権が必要。
- ・労組幹部を抱き込み、四月一六日の提案以前に秘密交渉を重ね合意をしていた。など一年半の裁判・口頭弁論は、管財人側が答えに窮する法廷となりました。
- ・一方労組幹部は、証人尋問で八〇%カットの可否投票をしなかった事を問われ、「全員投票は民主的とは思わない」と、傍聴者が驚くおごりの証言さえしました。

## 裁判途中で、平均六四%の退職金を支給！(全従業員に)

このような裁判経過の中で、管財人は、二〇〇三年五月の裁判で、追加三二%を示し、同年十月には、六四%の退職金支給を明らかにしたものです。新潟地裁は『八十%カットの不利益の程度は看過しがたいほど著しい』と断定しながらも、しかし判決では「原告請求を棄却する」としたのです。理由は「五〇%(四十才代)から八〇%台定年直前者まで退職金が回復し、不利益は緩和された」から、というのです。

原告団 東京高裁に控訴 「前例にしてはならない」と、闘う決意

退職金の優先権は法が保障しています。判決は、裁判途中で退職金の追加表明をした管財人を追認し、不法行為を見逃し容認したものです。又、確定済退職金の一方的減額は認められないものです。原告団は「労働者犠牲で、会社都合退職金を大減額する暴挙は許されない」と控訴しました。

祝 メーデー

労働者犠牲の暴挙を許さず。生活を守る確かな判決のためにご支援を!!

「新潟鉄工の退職金80%カットを前例にさせない」(東京高裁へ)

